

## 『ふるさと選手制度』使用手続きについて

H19. 5. 24

(財) 秋田県体育協会

## ふるさと選手登録・申請に係わる個人情報の取り扱いについて

表記の個人情報は、秋田県体育協会を経て、開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地市町村実行委員会、日本体育協会等において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために使用いたします。

また、「競技別プログラム」掲載事項に関する情報は、公表することがあります。

## 《ふるさと選手制度申請の流れ》（「別紙-1」参照）

## ◇競技者

## ①《初回・1年目の使用申請時》

『ふるさと登録届』（様式1-A）を、県予選会の前に県競技団体及び県体育協会に届け出る。

## ②《制度使用2年目以降》

『ふるさと選手制度使用申請届（様式1-B）を、県予選会の前に、前二者に提出する。（各季ごとに）

## ◇県競技団体

③提出された“ふるさと選手情報”の内容を点検・確認して県体育協会と情報を共有するとともに、上記の“個人情報の取り扱いについて”周知させる。

※点検・確認内容

- 様式1の参加資格の整合性及び記載不備がないかの確認

- 過去のふるさと選手制度使用状況における整合性の確認

④県予選会を開催する。

⑤必要に応じ、ブロック大会開催県及び同競技団体に、それぞれ“ふるさと選手情報”を提供する。

※参加申込書に“ふるさと選手”を明記する。

⑥《ブロック大会開催県及び同競技団体は、“ふるさと選手情報”を共有する。》

⑦《ブロック大会開催県及び同競技団体は、ブロック大会を開催する。》

⑧県体育協会から配布された『ふるさとファイル』（メールまたはCDによる）に、『ふるさと登録による出場選手一覧』（入力例参照）を作成し、本大会（国体）の『参加申込みファイル』提出締切期日以前に（できるだけ早めに）、県体育協会事務局にCDかフラッシュメモリーで提出（送付）する。

## ◇入力にあたっての留意事項

- 予選会（県大会）参加者を含む、全員の一覧とする。

- 氏名・フリガナ・生年月日等、「参加申込ファイル」の記載と違わないよう、留意すること。

- 氏名の漢字が正確に表示されない文字については、ひらがな、カタカナ、略字のいずれかを用いて入力し、「異字体」欄に「異」と入力すること。